

第 11 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 25 年 11 月 21 日 (木) 午後 2 時 00 分

場 所 津市久居庁舎 3 階 301・302 会議室

出席部会委員 25 伊藤 武則・26 稲葉 和久・27 大井 一司・28 鈴木 照正
29 田口 慶則・30 諸戸 善昭・31 上川 洋文・32 田中 竹次
33 守山 孝之・35 池田 昌司・36 井谷 功・37 岸野 隆夫
38 中川 和雄・39 藤田 武・40 結城 晋三・42 片岡 眞郁
47 中谷 秀也

以上 17 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 34 浅井 競

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・鈴木事務局次長・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹
美杉：松永主査

議事録署名者 28 番 鈴木 照正・39 藤田 武

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・
所有権移転)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・

賃貸借権)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長 第11回第2農地部会を開会いたします。まず始めに、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
28番 鈴木 委員、39番 藤田 委員の両委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第4号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。
事務局お願いします。

事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から5で件数は5件、合計面積6,039㎡で、すべて田でございます。
これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。
続きまして、2ページ、3ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。
これにつきましては、相続の届出によるものでございまして、件数は4件、合計面積は、3ページになりますが、8,106㎡、内訳としまして、田で6,705㎡、畑で1,401㎡でございます。
この案件につきまして、あっせん等の希望はございません。次に、4ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。
番号1、一般個人住宅用地、番号2、一般住宅及び物置用地、番号3、家財置場用地の3件で、合計面積は、畑で2,168㎡でございます。
5ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。
番号1、番号2、番号3とも、一般個人住宅用地への転用で、この3件の合

計面積は572㎡、内訳は、田が330㎡、畑が242㎡でございます。
報告案件につきまして、以上で説明を終わります。
よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 6ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 波瀬、受け人 _____、面積13,728㎡、渡し人____、面積2,369㎡、申請地 一志町波瀬入野____、台帳地目・現況地目とも畑、面積192㎡です。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小したい渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号2、地区 波瀬、受け人 _____、面積4,657㎡、渡し人 _____、面積604㎡、申請地 一志町波瀬桶屋敷____、台帳地目・現況地目とも畑、面積604㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

以上件数は、2件、合計面積は、796㎡、すべて畑でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思っております。

上川委員 31番 上川です。18日に支所の担当の方と現地確認させていただきました。2件ありますけど、2件ともイノシシやサルやらの遊び場ですけれども、綺麗な畑になっておりました。そういう事で、よろしくお伺いしたいと思っております。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方、何かご意見ございましたら、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これに、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。</p> <p>続きまして議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>7ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。</p> <p>番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 久居野村町権田 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積641㎡ 外4筆で、合計面積1,486㎡です。</p> <p>これにつきましては、申請地を昭和58年ごろから駐車場及び資材置場用地として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 久居、申請者 _____、申請地 久居藤ヶ丘町藤谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積140㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号3、地区 多気、申請者 _____、申請地 美杉町上多気町屋 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積826㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を昭和60年ごろから、家族や地元住民のイベント時等の駐車場として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>以上件数は3件、合計面積は2,452㎡で、その内訳は、田が966㎡、畑が1,486㎡でございます。</p> <p>いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。</p>
稲葉委員	<p>26番 稲葉です。19日に農業委員6名、事務局2名で現地確認へ行ってきました。</p> <p>場所は久居駅の東側にあたりまして、新しく移転しました _____ さんの向かい側で _____ さんの30台くらいの駐車場として必要とのことでした。</p> <p>事務局の説明通り、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。2番、お願いします。</p>
田口委員	<p>29番 田口です。先日18日に現地確認をさせていただきました。 _____ の信号から東へ300mくらい行った所です。</p> <p>事務局の説明通りでございますので、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。3番、お願いします。</p>

結城委員	<p>40番 結城でございます。第3番について説明をいたします。先ほどから事務局が説明していただいた通りでございますが、子、孫及び申請人の駐車場とするということです。</p> <p>地域の人が利用できる駐車場として、活用していきたいということです。また始末書が提出されております。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。</p>
部会委員	<p><一同 意見なし></p>
議 長	<p>それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これに、ご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>8ページから9ページをお願いします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、地区 栗葉、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 庄田町若林 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積449㎡ 外1筆で、合計面積488㎡です。</p> <p>これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅及び進入路用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 榊原、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 榊原町東山 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積122㎡ 外2筆で、合計面積332㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地は、受人である _____ の境内で、すでに山林化しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>番号3、地区 波瀬、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 一志町波瀬入野 _____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積1,282㎡。</p> <p>これにつきましては、受人は、昭和40年ごろから、渡人が山林として利用しているこの申請地を譲り受けるもので、渡人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>番号4、地区 波瀬、受け人 _____、渡し人 _____ 外1名、申請地 一志町波瀬若園 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積198㎡ 外1筆で、合計面積465㎡。</p> <p>これにつきましては、受人は、自社の工場及び倉庫に隣接するこの申請地を</p>

譲り受け、駐車場用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号5、地区 倭、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 白山町佐田車垣内_____、台帳地目・現況地目とも田、面積492㎡。

これにつきましては、受人の住宅用地が手狭なため、隣接するこの申請地を渡人から譲り受け、駐車場用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号6、地区 八知、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 美杉町八知柳笠_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積23㎡ 外2筆で、合計面積1,034㎡

これにつきましては、受人は、渡人が昭和45年ごろから山林として利用しているこの申請地を譲り受けるもので、渡人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号7、地区 川上、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 美杉町川上中切_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積327㎡ 外1筆で、合計面積436㎡。

これにつきましては、受人は、渡人からこの申請地を譲り受け、駐車場及び倉庫用地とするものです。

なお、申請地の内、_____につきましては、平成7年ごろに倉庫が建築されており、渡人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上件数は7件、合計面積は4,529㎡で、その内訳は、田で2,900㎡、畑で1,629㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。18日に委員6名と事務局2名で現地確認を行ってまいりました。

場所は、市道西鷹跡庄田線にありまして、目標になる所は若干ないのですが、国道165号線沿いに_____があります。その南側に対して600mから700mの所で、市道に面した所です。詳細については、事務局の説明通りですのでよろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

伊藤委員 25番 伊藤です。18日に現地確認へ行きまして、現場は、_____から奥へ300m行って、それから山側へ行くこと50mの所で境内の敷地です。事務局の説明通り、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議ください。

議長 ありがとうございます。3番、4番、お願いします。

上川委員 31番 上川です。3番につきましては、場所は県道白山小津線の_____の近くです。もうここは谷間でして、全て山林化しております。説明通り、始末

書等も出ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4番につきましては、市道ですけれども、波瀬の_____の近くで_____というのがあるのですが、その駐車場ということで、隣地の承諾もいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長 ありがとうございます。5番、お願ひします。

井谷委員 36番 井谷です。18日に事務局と委員の方々を伴って、現地を見てまいりました。

場所は_____の南側で、_____の事務所の東の所です。説明の通りですので、手狭になって駐車場にするという事です。周りに問題はないと思ひますので、よろしくお願ひします。以上です。

議 長 ありがとうございます。6番、お願ひします。

藤田委員 39番 藤田です。18日に、会長並びに部会長、事務局とともに現地を見てまいりました。当時、昭和45年頃、周辺の植林された木が大きくなってきて、日照も得られない場所です。水もあまり期待できない、というような土地でございます。始末書も出ております。何ら問題はないと思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。7番、お願ひします。

岸野委員 37番 岸野です。10月の末に美杉の担当者と現地調査を行いました。請人は_____ですけれども、_____を経営しておりまして、申請地を来客用の駐車場と、それから自己の駐車場用地として利用、計画しております。問題はありませぬので、よろしくお願ひします。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませぬか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願ひします。

事務局 10ページをお願ひいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員

会許可・賃貸借権)でございます。

番号1、地区 井生、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 一志町井生大道_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積1,262㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の賃貸借契約を締結し、太陽光発電施設用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局より説明がありましたが、立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

上川委員 31番 上川です。
中井生と上井生の間に今まで_____の方々が使ってみえた_____の跡地です。非常にきれいにしてありました。何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員より御意見をいただきましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 久居小野辺町東山神_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積201㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と無期限の使用貸借契約を締結し、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 久居一色町羽場_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積493㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の使用貸借契約を締結し、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

件数はこの2件、合計面積は、いずれも畑で694㎡でございます。

農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

大井委員 27番 大井です。これも同じく久居地区、18日に現地確認へ行ってまいりました。

場所は高茶屋の西側に_____という_____がありますけど、その西で、周囲は小野辺地区で、梨畑なんですけど、最近住宅がたくさん立ってきました、今回の申請地も西側は住宅、東側も住宅が建って、北側は道路、南側が空いている程度で、申請地については貸し人の方が家庭菜園をされている程度で、特に問題はないと思われまますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。これも18日に現地確認を行ってまいりました。

場所は、県道平生庄田線沿いにありまして、_____の近くになります。それで、貸し人と借り人は親子関係ですので、何ら問題はないと思われまますので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第6号 非農地証明願について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第6号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 大三、願出者 _____、申請地 白山町三ヶ野古垣内_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積116㎡です。

これにつきましては、固定資産評価証明書により、昭和元年に申請地に建物が建築されたことが確認できますので、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第1号の規定により、当該土地が昭和21年11月22日に施行された農地調整法の一部を改正する法律の施行日の前日以前から農地以外に供されている要件に該当しております。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

井谷委員 36番 井谷です。18日、当日、事務局の方と、委員3名で現地へ行ってきました。建設されたのはここに書かれている家であります。
この方は、遠い所に住んでいらっしゃるんですが、もう退職されて、いよいよまた地元へ帰って来るといような事で新しく近くの所に宅地がありまして、古いほうを壊して今、建築中であります。そのような形で、ひとつお認めいただきたいと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することに決定したいと思います。

続きまして、別冊としてお配りいたしました、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

次のページの、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

地区別に、下の合計欄でご説明いたします。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、合わせて35,71㎡、畑の賃貸借、使用貸借、合わせて6,171㎡、契約件数は16件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借で41,302㎡、契約件数は30件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借で20,020㎡、畑の賃貸借で3,168㎡、契約件数は10件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で391㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて96,784㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて9,339㎡、合計契約件数は57件、合計面積は106,123㎡となっております。

認定農業者への集積状況は、久居地区で5件、一志地区で12件、白山地区

で2件、合計19件、合計面積60,466㎡となっております。

なお、今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。皆様のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第7号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案等は、スムーズに進行いただきましたもので早く終わりました。

これをもちまして、第11回第2農地部会を閉会します。

午後3時5分

上記は、第11回第2農地部会の議事を録したものである。

平成25年11月21日

議長

出席委員

出席委員